

令和四年六月二十四日受領  
答弁第一三三八号

内閣衆質二〇八第一三八号

令和四年六月二十四日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員井坂信彦君提出日本有事の際、本当に米軍は日本を守るのかに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出日本有事の際、本当に米軍は日本を守るのかに関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

米国は、従来から、累次の機会に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十一年条約第六号。以下「日米安全保障条約」という。）第五条に規定する米国の対日防衛義務に対するコミットメントを確認してきており、我が国として、米国が当該義務を果たすことに信頼を置いている。

また、我が国として、米国の国内法について有権的に解釈し得る立場にはないが、日米安全保障条約の締結は米国においては米国議会によって承認されたものであり、同条に規定する米国の対日防衛義務を承認した同じ議会が、当該義務の履行を妨げるような措置をとるとは考えていないところである。

三について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。なお、米国は、累次の機会に、尖閣諸島が日米安全保障条約第五条の適用範囲に含まれることを表明してきており、令和四年五月二十三日の日米首脳会談後に発出された日米首脳共同声明においても、「バイデン大統領は、日米安全保障条約第五条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認」している。